

## 北アルプス広域連合議会陳情取扱基準

- 1 この基準は、北アルプス広域連合議会会議規則（平成12年2月21日議会規則第38号）第81条に規定する陳情の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 陳情は、請願書の例により処理するものとする。ただし、当該陳情が次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は、議会運営委員会の意見を聴いて、議会の審議に付さないことができる。
  - (1) 法令違反、公序良俗に反する行為を求めるもの
  - (2) 個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉を棄損する恐れのあるもの
  - (3) 個人の秘密を暴露するもの
  - (4) 係争中の事件や異議申し立て等に関するもの
  - (5) 2年以内に議決された請願又は陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
  - (6) 私人（法人も含む）の争いに関するもので、互いが自主的に解決すべきもの
  - (7) 郵送により提出されたもの
  - (8) 明らかに本広域連合の事務に属さないもの
  - (9) その他議会の審査になじまないと判断したもの
- 3 その他陳情書の記載内容について、個人情報が含まれる等により配慮が必要な場合は、議会運営委員会において、その取扱いを協議する。
- 4 議長は、議会の審議に付しないと決定した陳情については、陳情書の写しを全議員に配付する。